



社会保険労務士法人国際労務パートナーズ 事務所だより

2018年5月号

すがすがしい新緑の時期から、まもなく梅雨の時期へと移り変わっていきますね。

「事務所だより 5月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 割増賃金を正しく理解していますか？
- 2 労働保険の年度更新手続き
- 3 住民税が変更になります
- 4 当事務所から

割増賃金を正しく理解していますか？

労働基準法では、法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える労働に対して割増賃金の支払いが義務付けられています。また休日労働や深夜労働についても割増賃金の支払いが必要です。割増賃金を正しく計算していますか？今回は割増賃金の種類とその計算についてポイントをご紹介します。

■ 割増賃金は3種類

種 類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・ 残業手当)	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が36協定の限度時間（1ヶ月45時間、1年360時間等）を超えたとき	25%以上 (*1)
	時間外労働が1ヶ月60時間を超えたとき	50%以上 (*2)
休 日 (休日手当)	法定休日（週1日）に勤務させたとき	35%以上
深 夜 (深夜手当)	22時から翌朝5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(*1) 25%を超える率とするよう努める必要があります。

(*2) 中小企業については、当分の間、適用が猶予されています。

なお、1日の労働時間の集計にあたり、端数の切り上げは問題ありませんが、切り捨ては法律上できません。ただし、1ヶ月の合計労働時間について30分未満の端数を切り捨て、30分以上の端数を1時間に切り上げる計算は認められています。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0139/1618/2013327144331.pdf>

労働保険の年度更新手続き

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料納付は労災保険・雇用保険をまとめて1年間を単位として行います。保険料は、会社が4月1日から翌年3月31日までに従業員に支払う賃金総額に保険料率（労災保険料率＋雇用保険料率）を乗じて計算した額を、その年6月1日～7月10日の間に会社が申告して納付します。このうち、労災保険分は全額会社が負担し、雇用保険分は会社と従業員の双方で負担し、従業員分は毎月の給料から控除することとなっています。保険料の計算には昨年4月から本年3月までの賃金総額が必要ですので、早めに集計しておくで申告、納付手続きがスムーズに進められます。

【詳しい内容はこちらをクリック】



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/



住民税が変更になります

平成29年度の年末調整または確定申告の内容をもとに本年度の住民税額が決定されます。住民税の納付方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2通りがあり、6月から新しい納税額になります。

■普通徴収(本人が直接納付する方法)

納税者が納付書により直接市区町村へ納付する方法です。年間で支払う額を4回に分けて納付します。

■特別徴収(会社員が給料控除により納付する方法)

年間で支払う額を12分割し毎月の給料から控除することにより支払う方法です。会社が市区町村へ納付します。納税額の通知書が会社に郵送され、6月から新しい納付額で納めることになりますので、給与担当の方は控除額に注意しましょう。

当事務所から



事務所日より5月号はいかがでしょう。
今月のメインテーマでは割増賃金の正しい計算方法について取り上げました。割増賃金には3種類あり、正確に計算することは意外に難しいものです。今回添付した東京労働局発行のリーフレットは具体的な計算例が掲載されておりとても参考になります。ぜひご活用ください。



International HR Partners
社会保険労務士法人 国際労務パートナーズ

〒107-052 東京都港区赤坂7-5-6-408
tel:03-5544-8538 fax:03-5544-8539

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美